

別紙

令和7年度 結核予防費補助金補助基準表

1 補助基準単価	2 対象経費	3 補助率
(1) X線（直接）撮影検査を受けた者の 延数× <u>1, 210円</u>	学校又は施設の設 置者が感染症の予 防及び感染症の患 者に対する医療に 関する法律第53条	2／3
(2) 寝たきり者用のX線（直接）撮影を 受けた者の延数× <u>1, 767円</u> ※寝たきり者用のX線（直接）撮影の 対象は、寝たきり等のため、立位の 撮影が困難の者とする。	の2第1項の規定 による健康診断の ために要した費用	